

お 知 ら せ
平成 28 年 4 月 26 日
気 象 庁

震度観測点の地震情報への活用停止について

気象庁では、気象庁機動調査班（JMA-MOT）を派遣し、平成 28 年（2016 年）熊本地震により震度 5 強以上が観測された震度観測点の設置状況の点検等を実施しています。

点検の結果、熊本県が設置した下記の震度観測点について、一連の地震で震度計の設置環境が適切でないことが判明したため、現在当該観測点の地震情報への活用を停止しておりますのでお知らせします。

なお、熊本市南区及び南阿蘇村の震度については、当該区及び村にある他の震度観測点^{※1}の震度に基づき、引き続き地震情報で発表します。

記

○地震情報への活用を停止している震度観測点^{※2}

観測点名称：熊本南区富合町（くまもとみなみくとみあいまち）
活用停止期間：4月23日15時以降

観測点名称：南阿蘇村河陽（みなみあそむらかわよう）
活用停止期間：4月22日13時以降

※1 熊本市南区：熊本南区城南町
南阿蘇村：南阿蘇村中松、南阿蘇村吉田、南阿蘇村河陰

※2 両観測点については現在、熊本県において復旧に向けた作業が進められています。また、当該観測点で4月14日以降の一連の地震において既に発表した震度については、今後精査する予定です。

本件に関する問い合わせ先：地震火山部地震津波監視課 03-3284-1743